

なぜ種苗法を改正するのですか

農業者の皆様に、優良な品種を持続的に利用してもらうためです。

日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し、第三国に輸出・産地化される事例があります。また、農業者が増殖したサクランボ品種が無断でオーストラリアの農業者に譲渡され、産地化された事例もあります。

このようなことにより、国内で品種開発が滞ることも懸念されるので、より実効的に新品種を保護する法改正が必要と考えています。

種苗法の改正は種苗会社のために行うのですか

我が国の新品種は、種苗会社のみならず都道府県の公設試験場、農研機構、また個人の品種開発者等によって開発されています。

種苗法の改正によって優良な新品種の流出を抑止することは、産地づくりを進める都道府県や、高付加価値の農作物を出荷する産地の農業者に大きなメリットとなります。

また、品種の保護が強化されることで品種開発が進むので、従来から利用してきた一般品種に加え、登録品種が選択肢として加わることとなりますので、農業者の品種の選択の幅が広がります。

自家増殖は一律禁止になりますか。

自家増殖が一律禁止とはなりません。

現在利用されているほとんどの品種は一般品種であり、今後も自由に自家増殖ができます。

法改正案で、自家増殖に許諾が必要となるのは、国や県の試験場などが年月や費用をかけて開発し、登録された登録品種のみです。そのような登録品種でも許諾を受ければ自家増殖ができます。

（一般品種とは、在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種です。）

なぜ登録品種の自家増殖を許諾制にするのですか。

過去に、自家増殖を行っている農業者から登録品種が海外に流出した事例が発生しています。

これを防ぐには、育成者権者が登録品種の増殖実態を把握し、種苗の適切な流通管理をできるようにする必要があります。

このため、登録品種の海外持出を制限する規定を設ける改正とあわせて、登録品種の自家増殖について育成者権者の許諾に基づいて行うこととしています。

農業者が今まで使っていた品種が品種登録され、許諾料を払うことになりませんか

在来種（地域の伝統品種）を含め、農業者が今まで利用していた一般品種は今後とも許諾も許諾料も必要ありません。

一般品種を新たに登録することはできません。仮に一般品種と知りながら、品種登録した場合には、種苗法第 68 条（詐欺の行為の罪）により罰せられる可能性があります。

自家増殖に許諾が必要となると、農業者の生産コストや事務負担が増えて営農に支障が出ませんか

現在利用されている多くの品種は一般品種であり、現在も、また法改正が行われたとしても許諾手続も許諾料も必要ありません。

自家増殖に許諾が必要となるのは、国や県の試験場などが年月と費用をかけて開発し登録された登録品種のみです。新品種は、農業者に栽培してもらわなければ意味がないので、農業者の利用が進まない許諾料となることは考えられません。なお、登録品種の自家増殖の許諾手続は、農業者の事務負担が増えないように、団体がまとめて行うこともできます。

利用できる品種が限定されてしまうのではないですか

種苗法及び種苗法改正法案は、新しい品種を開発し農林水産省に登録した新品種を知的財産として保護する法律であり、農業者に特定の品種の利用を強いたり、品種の選択を制限するようなことはありません。

家庭菜園（販売、譲渡を行わない場合）での登録品種の利用に影響が出るのではないですか

今回の法改正では、登録品種であっても、収穫物の譲渡や販売を行わない自家消費目的の家庭菜園や趣味としての利用に影響はありません。

優良品種の海外流出を防止するには、海外で品種登録するしか方法がないのではないですか

農林水産省では、品種流出のリスクが高い国における品種登録を支援し、海外での無断栽培の防止等を図ってきました。

一方で、現在の種苗法では、登録品種であっても、正規に購入した種苗であれば、購入者が海外に持ち出すことは合法で、止めることができません。

このため、海外への流出を防ぐためのできるだけの措置をとるため、海外での品種登録に加えて、国内法でも登録品種の海外への持ち出しについてきちんと対応できるようにする必要があります。

（参考１）海外への品種登録出願や育成者権侵害対策の支援

海外の多国籍企業による種子の支配が進むのではないですか

我が国では公的機関や国内の種苗会社が、海外の多国籍企業が開発できない日本の風土に適合した優良な品種を開発していて、競争力が圧倒的に高いため、種苗法が改正されたとしても海外企業による種子の支配を心配する状況にはありません。

むしろ今後も国内での品種開発がしっかり進められるように、新品種の権利を守る制度の整備が必要です。

遺伝子組み換え作物の栽培が拡大したり、安全性に問題のある農薬の利用が広がるのではありませんか

種苗法及び種苗法改正法案は、新しい品種を開発し農林水産省に登録した新品種を知的財産として保護する法律であり、遺伝子組換え作物の品種の利用を促進することはありません。

遺伝子組換えについては、「カルタヘナ法」、「食品表示法」及び「食品衛生法」に基づいて、農薬については「農薬取締法」に基づいて、適切な規制が別途行われており、種苗法の改正とは関係ありません。

在来種を自家増殖している農業者が近隣の登録品種の花粉が交雑した種を採った場合でも、登録品種の権利者から訴えられるようになるのですか

種苗法及び種苗法改正法案で登録品種の権利が及ぶのは、登録品種と全ての特性が同じ場合です。農業者が栽培している在来種に登録品種の花粉が交雑して採れる種は、一般に登録品種と全ての特性が同じにはならないため、登録品種の権利は及びません。

いちごの苗を自らで増殖することができなくなるのですか

いちごは、農業者が増殖用の親株を購入し、それをさらに増殖（自家増殖ではない）した上で栽培される場合があります。登録品種であれば、このような増殖は現在も許諾を受けて行われており※、現行法でも種苗法の改正法案でも考え方は変わりません。

※通常、登録品種の増殖用の親株は、農業者が自分で栽培するための増殖が許諾された種苗として販売されています。

（参考2）いちごの増殖と自家増殖の考え方

知り合いの農業者が増殖したさつまいもの苗を譲ってもらえなくなるのですか

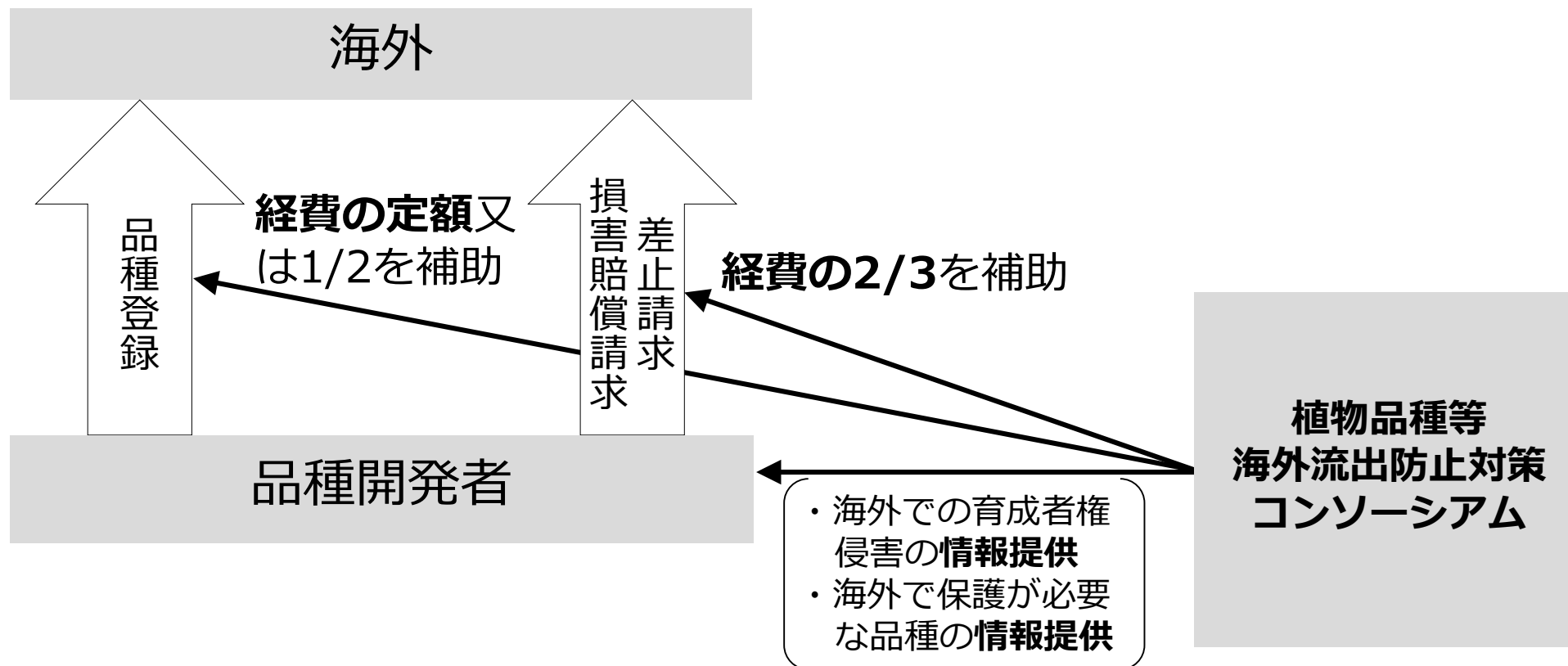
さつまいもは、農業者が増殖用の種いもを購入し、種いもから「つる苗」を採って増殖（自家増殖ではない）した上で栽培される場合があります。登録品種であれば、このような増殖は現在も許諾を受けて行われています※。また、農業者が自分で増殖した登録品種のつる苗を譲渡することは、現行法でも許諾が必要な行為ですのでご注意ください。このことは、現行法でも種苗法の改正法案でも考え方は変わりません。

※通常、登録品種の増殖用の種いもは、農業者が自分で栽培するための増殖が許諾された種苗として販売されています。

（参考3）さつまいもの増殖と自家増殖の考え方

(参考1) 海外への品種登録出願や育成者権侵害対策の支援

- 海外で我が国で開発された優良な品種が無断で栽培されないように、海外における我が国開発品種の**侵害情報の収集**や、**育成者権取得**や**権利侵害対応**に対して一元的に**支援**を行っている。
- 農林水産省の種苗制度の検討会でも、**法制度の見直し**に加えて**海外における品種登録の促進**、海外における**育成者権の行使**を実施するための体制の整備が求められている。



- ① 植物品種等海外流出防止総合対策事業【令和2年度予算額 137 (100) 百万円】 (令和元年度補正予算額 312 百万円)
- ② 農業知的財産保護・活用支援事業【令和2年度予算額 78 (－) 百万円】

(参考2) いちごの増殖と自家増殖

※現行法においても自家増殖した苗の他者への譲渡は
許諾が必要

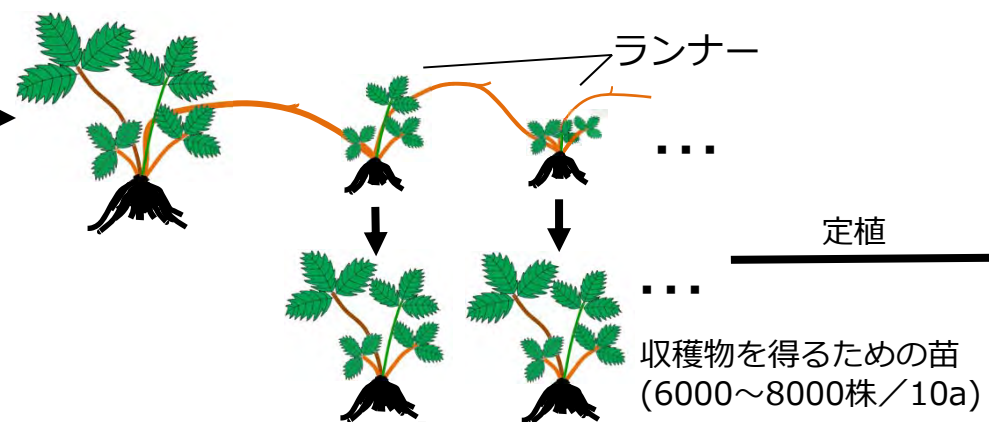
【増殖】

(現在も登録品種の
場合には許諾が必要)

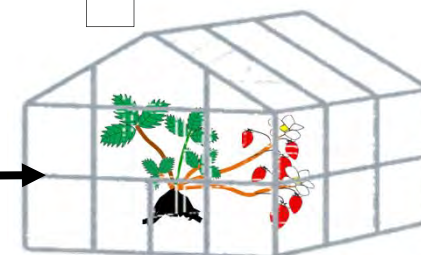
種苗を増殖するための苗
(原種苗)
(200~300株/10a)

採苗 (増殖) ※収穫物は採らない

いちごは病気に弱く、原種苗の3年に1回程度の更新が一般的



いちごの出荷



(翌年も植え替えずに
収穫可能)

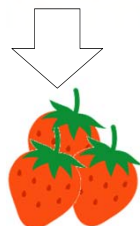
【自家増殖】

(法改正後は、登録品種の
場合には許諾が必要)

定植



いちごの出荷

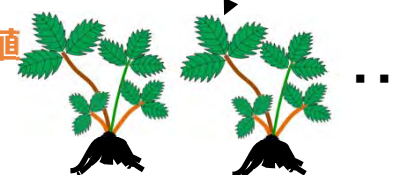


採苗 (自家増殖)

(一部農家)



収穫物を採る
成株に発生した
ランナーから
更に採苗を増殖

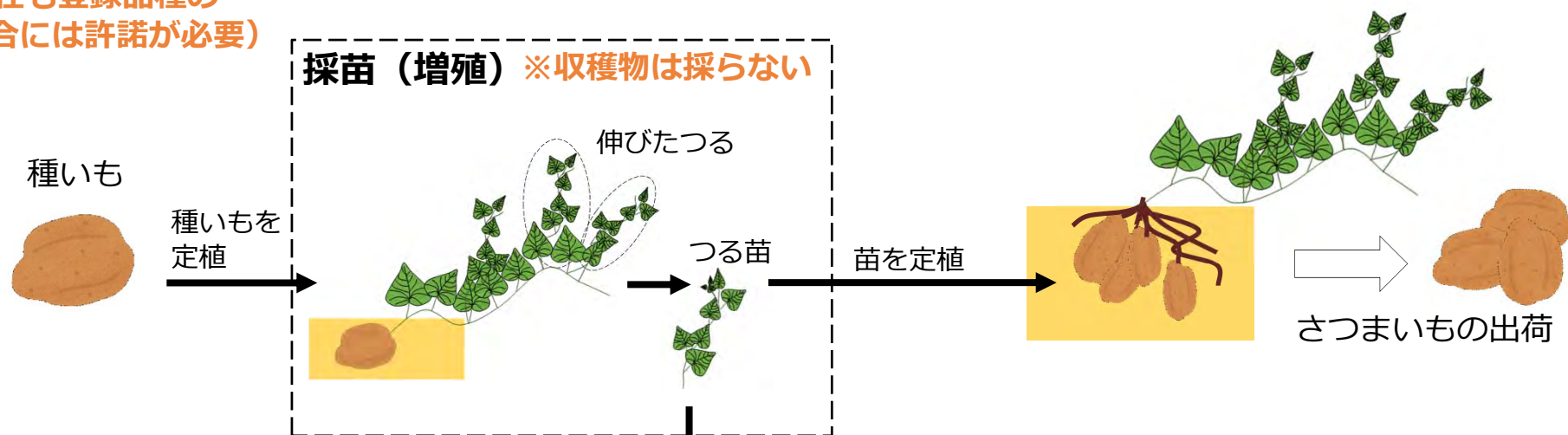


(参考3) さつまいもの増殖と自家増殖

※現行法においても自家増殖した苗の他者への譲渡は
許諾が必要

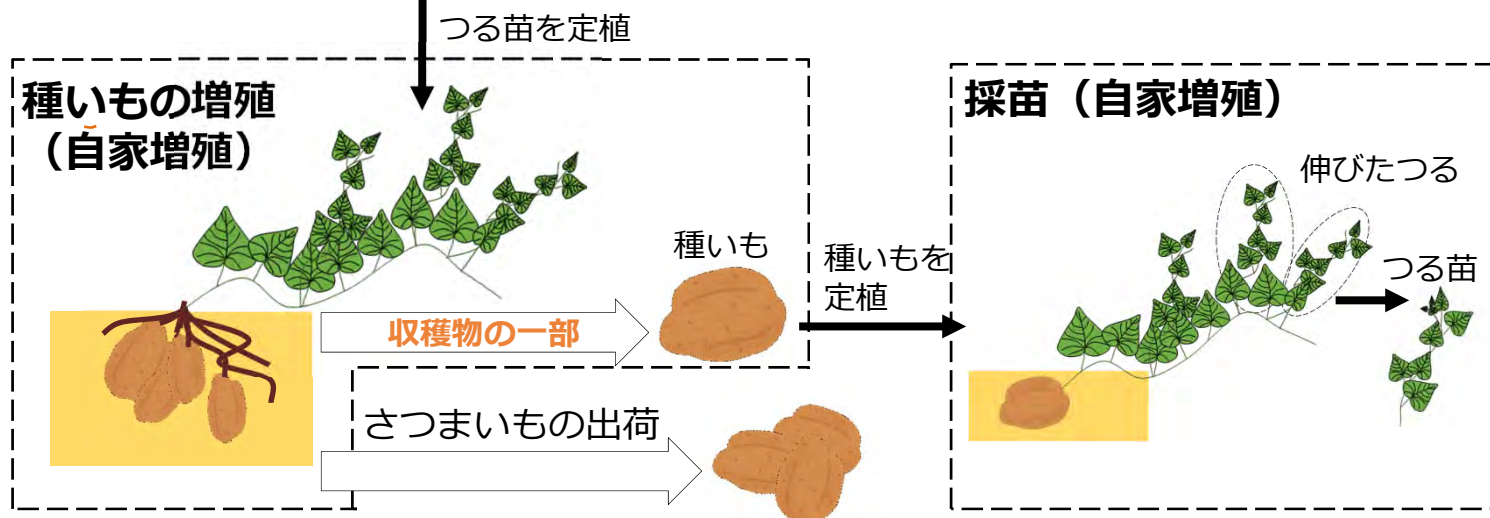
【増殖】

(現在も登録品種の
場合には許諾が必要)



【自家増殖】

(法改正後は、登録品種の
場合には許諾が必要)



※収穫物の全量を種いもに使う場合は自家増殖ではない